

○津山工業高等専門学校入学試験委員会規程

〔 昭和47年11月22日
規 程 第 1 0 号 〕

改正 昭和51年4月1日規程第5号 昭和57年12月23日規程第4号
昭和63年2月1日規程第3号 平成8年8月30日規程第7号
平成13年3月30日規程第5号 平成18年2月28日規程第8号
平成21年8月25日規程第14号 平成28年4月27日規程第23号
平成30年6月20日規程第8号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、入学選抜に関し総括するため、津山工業高等専門学校入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の募集方針に関すること。
- (2) 入学試験の実施方針に関すること。
- (3) 入学者の選考方針に関すること。
- (4) 入学候補者を決定すること。
- (5) その他入学者の選抜に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号及び第3号の委員は、第4号の委員を兼ねることができる。

- (1) 校長
- (2) 教務主事，学生主事，寮務主事及び教務主事補
- (3) 系長
- (4) 学力検査教科の代表各1人
- (5) 事務部長及び学生課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、校長をもって、副委員長は教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(意見聴取)

第5条 委員会が必要と認めるときは、関係委員会等に諮問し、又は関係職員の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(選抜の実施)

第7条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和47年11月22日から施行し、昭和47年6月29日から適用する。

附 則 (昭和51年4月1日規程第5号)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第2号の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年12月23日規程第4号)

この規程は、昭和57年12月23日から施行する。

附 則 (昭和63年2月1日規程第3号)

この規程は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則 (平成8年8月30日規程第7号)

この規程は、平成8年8月30日から施行する。ただし、改正後の第3条第4号の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日規程第5号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日規程第8号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日規程第14号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月27日規程第23号)

この規程は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月20日規程第8号)

この規程は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。